

<別添 6> 品種特性記述書

1. 種および学名：
2. 品種名：
3. 植物体の主要形態的特性(箇条書きで10個程度記述) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
4. 出願品種が対照品種と区別される特性(5個程度記述) ☐ ☐ ☐ ☐
5. 出願品種の均一性と安定性を記述(対照品種含む) ☐
6. 品種区別に助かる追加情報および栽培上有意事項
7. 品種育成に関する情報 7.1 上記品種は遺伝子組換え技術を利用して育成された品種(LMO)ですか? はい()、いいえ() 7.2 遺伝子組換え技術による品種(LMO)である場合、遺伝子組換え生物の国境を超える移動等に関する法律(制定2001. 3. 28法律第6448号、知識経済部)により分野別農林水産食品部長官が告示した“遺伝子組換え農産物の環境リスク評価審査指針(農林水産食品部告示第2002-2号)”により環境リスク評価を行いましたか? はい()、いいえ() 7.3 関連規定により実験を実施した場合、環境リスク評価審査結果添付しましたか? はい()、いいえ() ※ 質問7.3で‘いいえ’に該当する場合、環境リスク評価審査結果が提出される前には次の手続きが進行されません。 ア. 品種の審査(品種保護出願品種の場合) イ. 品種生産・輸入販売申告必証の交付(品種生産・輸入販売申告品種の場合)
8. 希望する栽培作型表示：春作()、秋作() ※ 春作は4月、秋作は8月に播種します。

＜別添 7＞ 試料提出確約書(栄養繁殖作物に限り)

品種保護出願試料提出確約書

出願人姓名	
住 所	
代理人氏名	
住 所	
作 物 名	
品 種 名	
試料規格および 種子量	

品種保護出願品種に対する種子試料は、植物新品種保護法第30条第1項および同法施行規則第40条の規定により品種保護出願時に提出しなければならないものであるが、上記作物の品種は栄養繁殖作物に該当するので試料を自ら保管し、貴院が栽培試験計画に従い種子試料提出を要請する時に定められた期限内に提出することを確約します。

※もし、期間内に種子試料を提出しない時には植物新品種保護法第9条第2号および同法第10条第1項の規定により、当該品種保護に関する手続きを無効にすることができます。

20 年 月 日

出願人(代理人)

(印)

国立種子院長 貴下

<別添 8> 品種保護出願人名義変更等申告書

■ 植物新品種保護法施行規則[別紙第13号書式]

品種保護出願人名義変更等申告書

※ 裏側の作成方法を読んで作成して下さい。

(表側)

受付番号		受付日		処理期間 7日間	
申 告 人	姓 名			生年月日 (外国人は国籍)	
	住 所			電話番号	
	本件との関係			持分	
代 理 人	姓 名			生年月日 (外国人は国籍)	
	住 所			電話番号	
本件表示	出願番号			出願日	
作物名称					
品種名称					
申告理由	☐ 全部譲渡 ☐ 相 続 ☐ 一部譲渡 ☐ 合 併 ☐ 持分放棄 ☐ その他()				
申告内容	変更前	姓 名	生年月日 (外国人は国籍)		
		住 所	電話番号		
	変更後	姓 名	生年月日 (外国人は国籍)		
		住 所	電話番号		

「植物新品種保護法施行規則」第27条・第28条により上のように申告します。

年 月 日

申告人(代理人)

(署名または印)

山 林 庁 長
国 立 種 子 院 貴下
国立水産科学院長

添付書類	1. 申告理由を証明する書類 1部 2. 許可・認可・同意または承諾を受けたことを証明する書類 1部(第3者の許可・認可・同意または承諾が必要な場合のみ該当します) 3. 権利に関する持分を証明する書類 1部(持分が約定されてある場合のみ該当します) 4. 代理権を証明する書類 1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当します) 5. 承継人の持分を証明する書類 1部(持分を定まってある場合のみ該当します)	手数料 なし
------	--	-----------

210mm×297mm[白上紙 80g/㎡]

作成方法

1. “申告人”欄は、名義変更後の申告人の姓名・生年月日・住所・電話番号を書くべきであり“本件との関係”欄には“相続人”，“品種保護出願人”のように名義変更の理由による本件との関係を書かなければならない。
2. “申告理由”欄には、名義変更の理由により例示された項目を選び表示(V)をしなければならない。
3. 申告書には名義変更の理由を証明する書類を添付しなければならない。“名義変更の理由を証明する書類”は、名義変更の理由が売買契約・贈与などの場合には譲渡証、相続の場合には家族関係証明書および住民登録表謄本、法人の合併の場合には法人登記事項証明書などになります。
4. 申告を行う時、第三者の許可・認可・同意または承諾が必要な場合には、これを受けたことを証明する書類を添付しなければならない。
5. 権利に関する持分が特別に約定されてある場合には“持分”欄に“ $\frac{\Delta}{\square}$ ”とように持分内容を分数にて書き、これを証明する書類を添付しなければならない。
6. その他の事項は「植物新品種保護法施行規則」別紙第2号書式の作成方法のように作成しなければならない。

処理手続き

この申告書は次のように処理されます。

